地域住民生活等緊急支援のためのプレミアム付商品券の発行について

平成27年4月 東北財務局

#### 地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示 E.1 国の総合戦略: 2015~2019 年度(5か年)の政策目標・施策を策定 地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示 地方 地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015~2019 年度(5か年)の政策目標·施策を策定 人的支援 情報支援 <地方自治体の戦略策定と国の支援> ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。 〇「地方創生人材支援制度」 〇「地域経済分析システム」 国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。 ・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐 役として派遣。 ・各地域が、産業・人口・社会インフラなど に関し必要なデータ分析を行い、各地域に 〇「地方創生コンシェルジュ制度」 財政支援 即した地域課題を抽出し対処できるよう、 ・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関 国は「地域経済分析システム」を整備。 心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口 〇「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援 として選任。 緊急的取組 27年度 28年度以降 経済対策(まち・ひと・しごと創生関連) 総合戦略に基づく取組 総合戦略に基づく取組 〇地域住民生活等緊急支援のための 〇国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。 〇総合戦略の更なる進展 交付金(仮称) 〇地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人ロビジョン」及び 新型交付金の本格実施へ 「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。 地方創生先行型の創設 〇地方版総合戦略に基づく事業・施策を 自由に行う 地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な 〇客観的な指標の設定・PDCA による効 策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニ 果検証を行う ュー例:UIJターン助成、創業支援、海外販路開拓など。 地域消費喚起·生活支援型 税制·地方財政措置 メニュー例: 〇企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置 プレミアム付商品券 〇地方創生の取組みに要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 低所得者等向け灯油等購入助成 ふるさと名物商品・旅行券

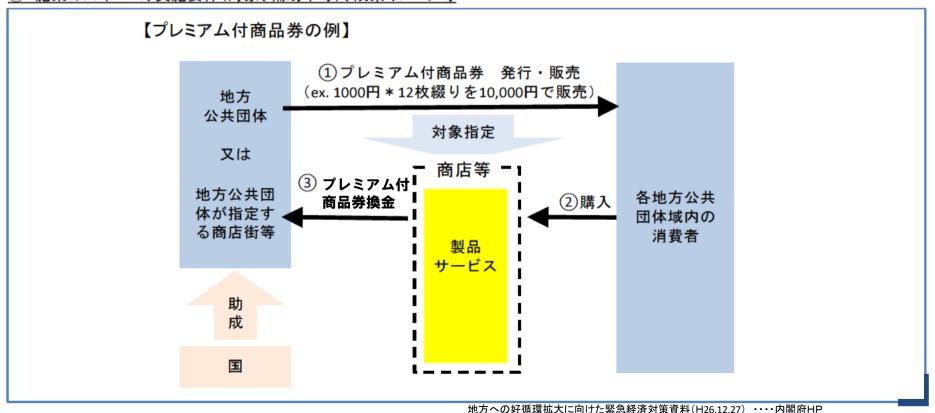
#### ① 施策の目的

地域の消費喚起に向けた地域の実情に応じた取り組みを支援する。

#### ② 施策の概要

地方公共団体(都道府県及び市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援。 (メニュー例:プレミアム付商品券、ふるさと名物商品券・旅行券、低所得者等向け灯油等購入助成、低所得者等向け商品・サービス購入券、多子世帯支援策)

#### ③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ等





# 商品券等の発行についてのご案内

## 1. 法律の適用を受ける商品券等

商品券等(商品券やギフト券、磁気式や I C式のプリペイドカード、サーバ型前払式 支払手段)のうち、下記の要件に該当するものの発行については、資金決済法(資金決 済に関する法律)の適用を受けます。

- ①<u>金額又は物品・サービスの数量</u>が、商品券等に<u>記載</u>又は電磁的 な方法で記録されていること。
- ②商品券等に記載又は電磁的な方法で記録された金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が、購入者(利用者)により 支払われること。
- ③商品券等が購入者(利用者)に対し発行されること。
- ④利用者が商品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、<u>商品券等が提示、交付、通知その他の方法により使用され</u>ること。

## 法律の適用を受ける商品券等の発行者は、

## 財務局長への登録・届出が必要です。

## ★法律の適用を受けない商品券等★

ただし、上記の要件に該当する場合であっても、

- ア)発行の日から※6ヶ月内に限って使用できる商品券等
- イ)国又は地方公共団体が発行する商品券等
- ウ) 美術館等の入場券 等

法律の適用を受けないものがあります。

※6ヶ月内の有効期間が明記されていても、事実上期間経過後も使用できるなど、期間の定めが形骸化している商品券等は、法律の適用を受けることになりますので留意して下さい。

### 2. 財務局長への登録・届出等

- (1) 事後届出が必要な発行者(自家型発行者)
  - ・自社の店舗においてのみ使用することができる商品券等の発行者を「自家型発行者」といいます。
  - ・発行する商品券等の未使用残高(=商品券等の総発行額-総回収額)が基準日(3 月末又は9月末)において、1千万円を超えたときは、基準日から2ヶ月以内に 財務局長への届出が必要です。

#### (2) 事前登録が必要な発行者(第三者型発行者)

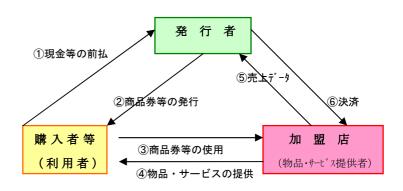
- ・自社以外の第三者の店舗(加盟店、フランチャイズ店等)においても使用可能な 商品券等の発行者を「第三者型発行者」といいます。
- 商品券等を発行する前に財務局長の登録を受ける必要があります。
- ※登録にあたっては、様々な要件がありますので、前広にご相談下さい。

#### 自家型発行者と第三者型発行者の仕組み

#### 《 自家型発行者 》

#### 

#### 《 第三者型発行者 》



## 3. 資金決済法の主な内容

- (1) 商品券等への表示義務(主な事項)
  - ア) 発行者の氏名、商号又は名称
  - イ) 商品券等の金額又は物品・サービスの数量(個数、本数等)
  - ウ) 使用期間又は使用期限が設けられているときは、その期間又は期限
  - エ)苦情又は相談に応ずる営業所等の所在地及び連絡先

#### (2) 発行保証金の供託等

基準日(3月末又は9月末)において、発行した商品券等の未使用残高が1千万円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を基準日から2ヶ月以内に供託する必要があります。

ただし、金融機関等との間で、発行保証金保全契約などを締結し、財務局長に届け出たときは、当該契約が有効である間、供託をしないことができます。

## 法律適用の枠組み

	基準日未使用残高:1千万円以下	基準日未使用残高: 1 千万円超		
自家型 発行者	<u>届 出 不 要</u> (法律の適用を受けない。)	事後届出 届出後は、表示義務、帳簿作成・保存義務、 定期報告書提出義務などが課されます。 供 基準日未使用残高の1/2以上 (保全契約、信託契約でも可)		
第三者型	<u>事前(発行前)登録</u> 登録後は、表示義務、帳簿作成・保存義務、定期報告書提出義務などが課され ます。			
発 行 者		<u>供</u> 託 <u>(基準日未使用残高が1千万円超の場合)</u> 基準日未使用残高の1/2以上 (保全契約、信託契約でも可)		

※法律の規定に反して、必要な登録や届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合等には、 罰則が適用されることがあります。

## 4. 商品券等の発行に関する相談・照会等

登録・届出をはじめ、商品券等の規制に関する相談・照会等は、下記へお願いします。

☎東北財務局 理財部 金融監督第3課

TEL:022-263-1111(内線3123)

☎(一社)日本資金決済業協会

TEL: 03-3219-0601

#### (別紙) 地域住民生活等緊急支援のための プレミアム付商品券の発行について

- 商品券等(前払式支払手段)の発行者は、資金決済に関する法律に基づく届出又は登録が必要(適用除外有り)
- ▶ 前払式支払手段発行者の類型
  - ・ 自家型: 商品券等の発行者自らの店舗でのみ使用可
    - ⇒未使用残高が1千万円を超える場合は届出が必要
  - •<u>第三者型:商品券等の発行者以外の第三者の店舗でも使用可</u>
    - ⇒あらかじめ登録が必要

(参考)第三者型前払式支払手段発行者の登録状況

http://tohoku.mof.go.jp/kinyuu/pagethkhp02400021.htmlを参照

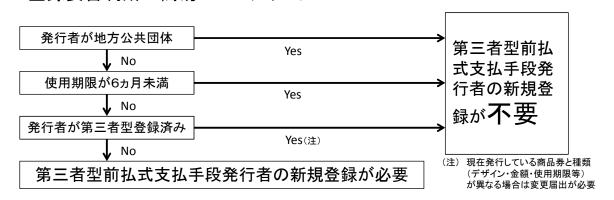
- ▶ 前払式支払手段発行者の届出・登録が不要な場合(法第4条)
  - 発行者が地方公共団体の場合
  - ・ 商品券等の使用期限が6ヵ月未満の場合

など

※産業競争力強化法上の企業実証特例制度の適用を受け、商工会議所・商工会等が前払式支払手段(プレミアム付商品券等)を発行する場合の特例措置が創設されました。

詳しくは、経済産業省のHPをご確認ください(http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150327003/20150327003.html)

#### ▶ 登録要否判断の簡易フローチャート



- ▶ 第三者型登録の主な要件(法第10条)
  - ①法人であること
  - ②一定規模の純資産があること

(例:発行する商品券の利用可能地域が一の市町村内の場合:1千万円以上) ※ただし、商工会議所・商工会・商店街振興組合は純資産要件なし(要定款に記載)

- ③発行に関して必要な体制が整備されていること
- ④役員が成年被後見人等でないこと

など

その他⇒未使用残高が基準日で1千万円を超えると供託が必要

~第三者型の新規登録が必要となる場合は、早めにご相談ください~